

令和5年度高等学校等奨学給付金を受給された生活保護世帯及び非課税世帯の方へ

愛知県立瀬戸北総合高等学校

令和5年度高等学校等奨学給付金を受給された生活保護世帯及び非課税世帯に対して、県が独自に愛知県高等学校等奨学給付金(物価高騰分)(以下、「特別給付金」という。)を追加支給することになりました。

特別給付金を支給するのにあたり、改めて申請書をご提出していただく必要はありません。**令和6年3月末までに**奨学給付金を支給した口座に特別給付金(下期分)を追加振込する予定です。

< 特別給付金 >

課程	生活保護世帯	非課税世帯又は家計急変世帯	
	基準額 1	基準額 2	基準額 2 + 加算額
全日制 定時制	下期分追加支給 10,000 円 (上期・下期で 計 20,000 円)	下期分追加支給 10,000 円 (上期・下期で 計 20,000 円)	下期分追加支給 10,000 円 (上期・下期で 計 20,000 円)
通信制 専攻科		下期分追加支給 10,000 円 (上期・下期で計 20,000 円)	

担当 事務室(稲垣)

電話 05614-48-1500

(平日 8:30~16:30)